

# 要保護児童対策地域協議会の概要（区市町村）

平成22年4月1日  
少子社会対策部家庭支援課

## 児童福祉法の改正の推移

平成17年4月1日施行

- ▶要保護児童の早期発見や適切な保護のためには、関係機関の連携が重要
  - ▶個人情報保護を図りつつ、関係機関による円滑な情報提供、情報の共有化の確保
- ⇒「要保護児童対策地域協議会」に関する規定を整備（児童福祉法第25条の2を新設）（設置について「置くことができる」）

平成20年4月1日施行

設置について「置くことができる」から「努力義務」に改正

平成21年4月1日施行

- ▶支援対象を新たに「要支援児童及びその保護者、支援を特に必要とする妊婦」まで拡大
- ▶調整機関に一定の専門性を有する職員（児童福祉司任用資格等）を配置する努力義務を課す

## 協議会の概要

【設置主体】地方公共団体（都道府県、区市町村等）

【対象児童】要保護児童・要支援児童・特定妊婦

⇒保護者に監護させるのが不相当と認められる者、養育を支援することが特に必要な者、出産前から特に支援が必要な妊婦等

【業務内容】要保護児童等の適切な保護のための情報交換、支援内容に関する協議

【守秘義務】構成員に児童福祉法上の守秘義務を課すとともに、関係機関に対して、情報提供等必要な協力を求めることができる。

【要保護児童対策調整機関の指定】協議会の運営の中核として、関係機関の調整を行う

【要保護児童対策調整機関の職員】一定の資格（児童福祉司任用資格等）を要する職員配置を努力義務化

## 代表的な運営体制

### 代表者会議

- 実務者会議が円滑に運用されるよう環境整備
- 年に1～2回

### 実務者会議

- 実際に活動する実務者で構成
- 年に数回

### 個別ケース検討会

- ケースに関わる担当者が支援内容を検討する
- 適宜開催

## 主要な構成員

【国または地方公共団体の機関】

児童福祉等主管部局、児童相談所、福祉事務所、保健所・保健センター、警察署、法務局、教育委員会、学校等

【法人】

医療法人、社会福祉法人、学校法人、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、看護協会、弁護士会、NPO法人等

【その他】

養育家庭、民生・児童委員協議会、主任児童委員、児童委員、法人格を有しないNPO団体等